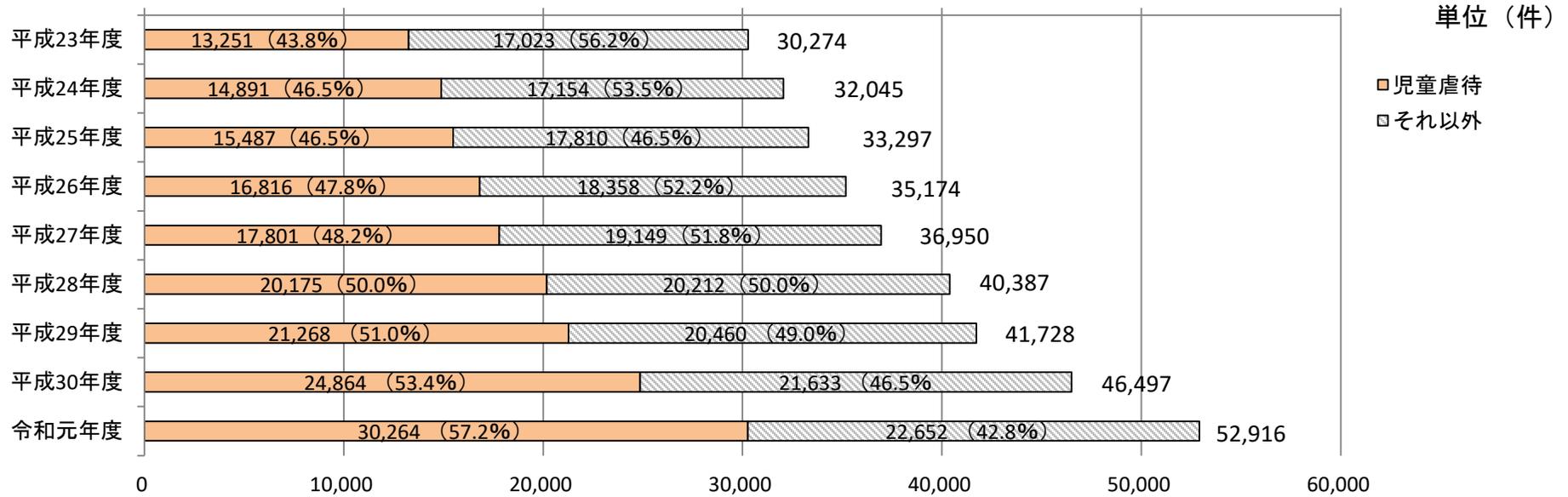
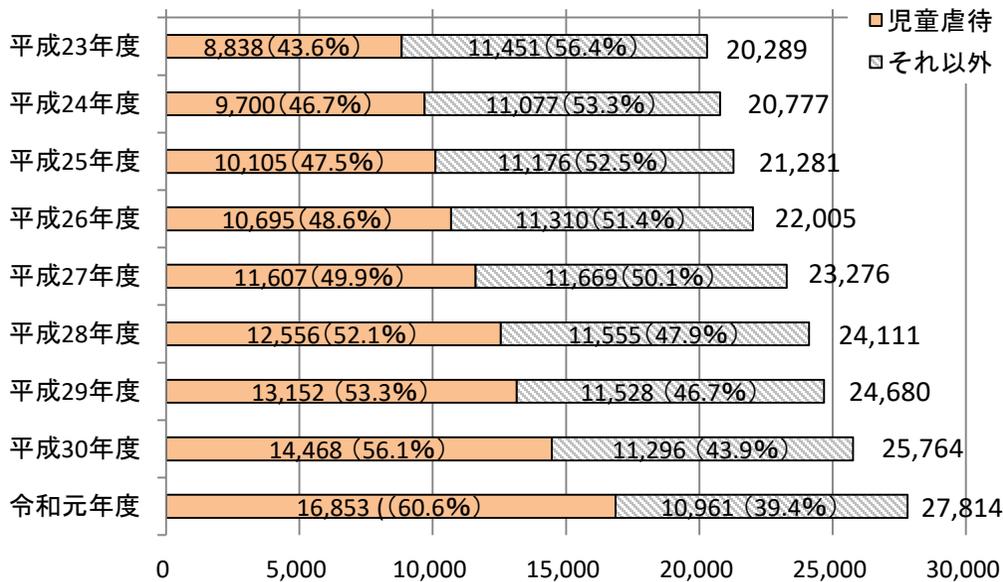


# 本ワーキンググループで検討すべき 事項に関する資料

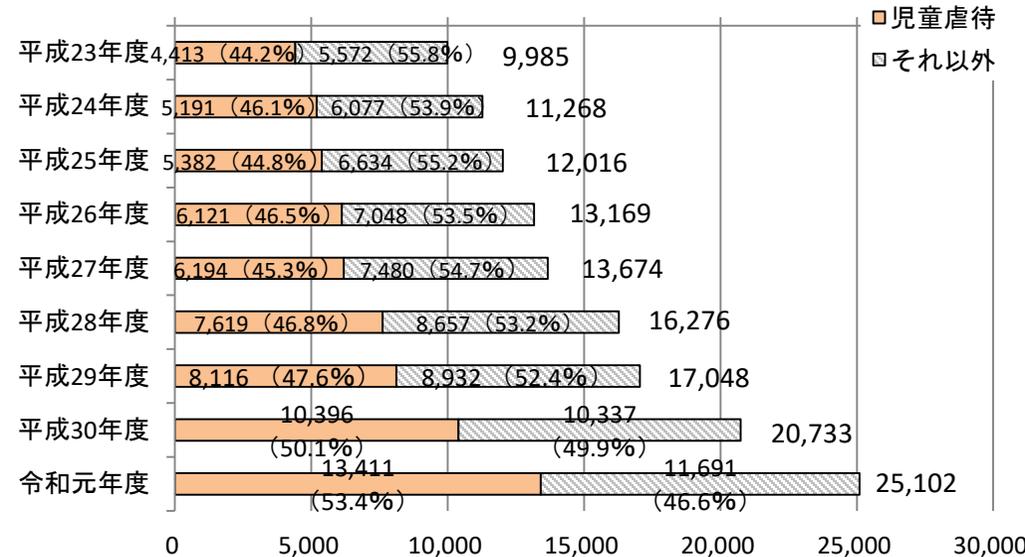
# 一時保護の状況



## 一時保護所への一時保護



## 児童福祉施設等への一時保護委託



# 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無

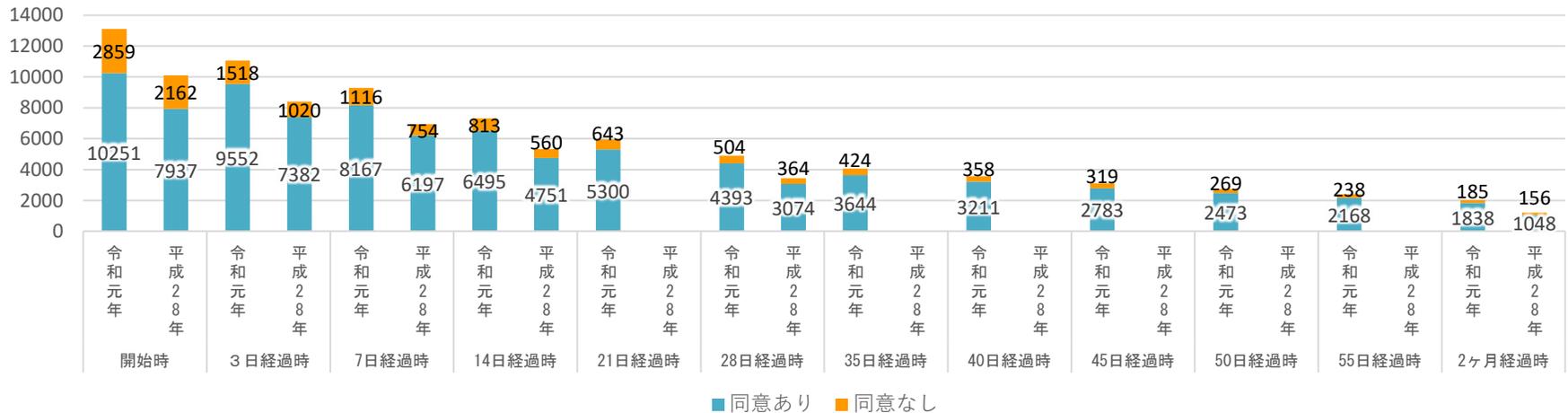
【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査した結果を年の件数に換算（ローデータを3倍）したもの】

|      | 開始時   | 3日経過時 | 7日経過時 | 14日経過時 | 21日経過時 | 28日経過時 | 35日経過時 | 40日経過時 | 45日経過時 | 50日経過時 | 55日経過時 | 2ヶ月経過時 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数   | 39330 | 33261 | 27867 | 21942  | 17814  | 14637  | 12135  | 10626  | 9324   | 8226   | 7173   | 6027   |
| 同意あり | 30753 | 28731 | 24537 | 19518  | 15900  | 13146  | 10884  | 9597   | 8394   | 7455   | 6510   | 5520   |
| 同意なし | 8577  | 4530  | 3330  | 2424   | 1914   | 1491   | 1251   | 1029   | 930    | 771    | 663    | 507    |



(参考) 平成28年の同種調査

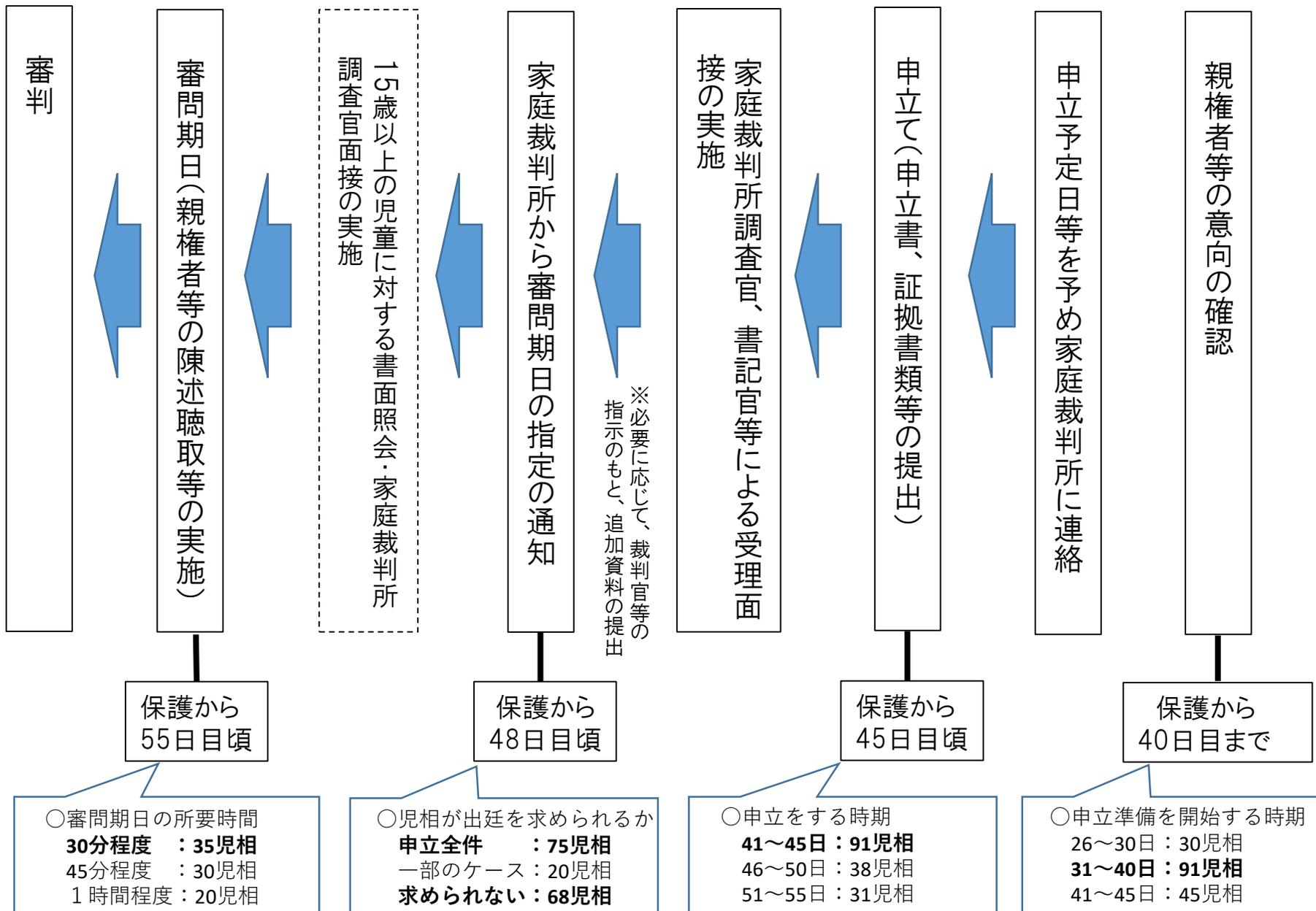
|      | 開始時   | 3日経過時 | 7日経過時 | 14日経過時 | 21日経過時 | 28日経過時 | 35日経過時 | 40日経過時 | 45日経過時 | 50日経過時 | 55日経過時 | 2ヶ月経過時 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数   | 30297 | 25206 | 20853 | 15933  | (集計なし) | 10314  | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | 3612   |
| 同意あり | 23811 | 22146 | 18591 | 14253  | (集計なし) | 9222   | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | 3144   |
| 同意なし | 6486  | 3060  | 2262  | 1680   | (集計なし) | 1092   | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | (集計なし) | 468    |



【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象にした調査と平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査の結果を比較】



# 引き続きの一時保護の承認の審判の審理手続の流れ(例)



※吹き出し内の数値は、実態把握調査の結果より抜粋

# 児童福祉法第28条第1項、第2項及び第33条第5項の規定による 家庭裁判所の審判の件数及び結果の内訳

(件)

|       |            | 既済総数 | 認容  | 却下 | 取り下げ | その他 |
|-------|------------|------|-----|----|------|-----|
| 平成29年 | 28条1項事件    | 277  | 207 | 16 | 52   | 2   |
|       | 28条2項事件    | 148  | 145 | 0  | 3    | 0   |
| 平成30年 | 28条1項事件    | 347  | 266 | 7  | 72   | 2   |
|       | 28条2項事件    | 156  | 139 | 2  | 15   | 0   |
|       | 33条5項事件(※) | 328  | 276 | 11 | 41   | 0   |
| 令和元年  | 28条1項事件    | 434  | 338 | 23 | 67   | 6   |
|       | 28条2項事件    | 112  | 100 | 1  | 10   | 1   |
|       | 33条5項事件    | 524  | 427 | 5  | 90   | 2   |
| 令和2年  | 28条1項事件    | 531  | 398 | 13 | 116  | 4   |
|       | 28条2項事件    | 134  | 127 | 0  | 5    | 2   |
|       | 33条5項事件    | 504  | 408 | 5  | 89   | 2   |

【出典：司法統計】

- それぞれ各年の1月1日から12月31日までの件数を計上。
- 終局区分の「その他」は、移送、当然終了等である。
- 28条1項事件とは児童福祉法第28条第1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、28条2項事件とは児童福祉法第28条第2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件、33条5項事件とは、児童福祉法第33条5項の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (※) 33条5項事件は、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）の施行日（平成30年4月2日）から平成30年12月31日までの件数

# 児福法第33条1項又は第2項に基づく一時保護決定及び児福法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟の件数及びその結果(実態把握調査より抜粋)

(件)

|        | 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査 |    |    |    |      | 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟 |    |    |    |      |        |    |    |    |      |
|--------|---------------------------------------|----|----|----|------|-----------------------------------|----|----|----|------|--------|----|----|----|------|
|        |                                       |    |    |    |      | 取消訴訟                              |    |    |    |      | 賠償請求訴訟 |    |    |    |      |
|        | 事件数                                   | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ | 事件数                               | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ | 事件数    | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ |
| 平成30年度 | 105                                   | 0  | 21 | 51 | 33   | 2                                 | 1  | 0  | 0  | 1    | 0      | 0  | 0  | 0  | 0    |
| 令和元年度  | 137                                   | 0  | 14 | 61 | 62   | 8                                 | 0  | 0  | 2  | 6    | 0      | 0  | 0  | 0  | 0    |

【平成30年度及び令和元年度に決定若しくは判決が確定した事例】

|        | 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する行政不服審査 |    |    |    |      | 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する訴訟 |    |    |    |      |        |    |    |    |      |
|--------|--|----|----|----|------|--|----|----|----|------|--------|----|----|----|------|
|        |  |    |    |    |      | 取消訴訟                                       |    |    |    |      | 賠償請求訴訟 |    |    |    |      |
|        | 事件数  | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ | 事件数  | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ | 事件数    | 認容 | 棄却 | 却下 | 取り下げ |
| 平成30年度 | 9  | 0  | 4  | 3  | 2    | 10   | 5  | 1  | 0  | 4    | 0      | 0  | 0  | 0  | 0    |
| 令和元年度  | 12   | 0  | 2  | 8  | 2    | 1  | 0  | 0  | 0  | 1    | 0      | 0  | 0  | 0  | 0    |

【平成30年度及び令和元年度に決定若しくは判決が確定した事例】

# 親権者の意に反する2ヶ月を超える一時保護の延長の申立書類①

○一時保護ガイドライン(子発0706第4号平成30年7月6日付厚生労働省子ども家庭局長通知)(抄)

## (ウ)申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

### a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。

### b 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。

(a)虐待等の状況を明らかにする写真(撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書)等の資料

(b)虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書(必要に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等

(c)保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等

### c 添付書類

添付書類としてbのほか、以下の書類を添付する。

(a)子どもの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(b)親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(c)都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し

(d)委任状(手続代理人がいる場合)

# 親権者の意に反する2ヶ月を超える一時保護の延長の申立書類②

○一時保護ガイドライン(子発0706第4号平成30年7月6日付厚生労働省子ども家庭局長通知)(抄)

(ウ)申立ての提出書類

d 申立書等の提出に当たっての留意事項

(a)申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b)記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならない、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる(家事事件手続法第47条)。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性のある点に注意を要する。

# 親権者の意に反する2ヶ月を超える一時保護の延長の申立書の例①

別添2 (様式例)

|   |   |                           |  |
|---|---|---------------------------|--|
| 受付印                                     |   | <b>家事審判申立書</b>            |  |
|   |   | <b>事件名(引き続いての一時保護の承認)</b> |  |
| (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。) |   |                           |  |
| 収入印紙                                    | 円 |                           |  |
| 子納郵便切手                                  | 円 |                           |  |
| (貼った印紙に押印しないでください。)                     |   |                           |  |

|             |                           |   |
|-------------|---------------------------|---|
| 家庭裁判所<br>御中 | 申立人<br>(手続代理人など)<br>の記名押印 | ① |
| 平成 年 月 日    |                           |   |

|   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 申立人   | 住所<br>連絡先  | 〒 - 電話 ( )  |   |
|   | 氏名         |   |   |
| 手続<br>代理人                                     | 住所<br>連絡先  | 〒 - 電話 ( )  |   |
|   | 氏名         |   |   |
| 児<br>童  | 本籍<br>(国籍) |   |   |
|   | 住所         | 〒 -   |   |
|   | フリガナ<br>氏名 | 平成〇〇年〇月〇〇日生<br>( 〇 歳 )  |   |
|   | フリガナ<br>氏名 | 平成〇〇年〇月〇〇日生<br>( 〇 歳 )  |   |
| 親権を<br>行う者・<br>未成年<br>後見人・<br>現に監<br>護する<br>者 | 住所<br>連絡先  | 〒 - 電話 ( )  |   |
|   | フリガナ<br>氏名 | <input type="checkbox"/> 大正<br><input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生<br><input type="checkbox"/> 平成 ( 〇 歳 ) | <input type="checkbox"/> 親権者<br><input type="checkbox"/> 未成年後見人<br><input type="checkbox"/> 監護者 |
|   | 住所<br>連絡先  | 〒 - 電話 ( )  |   |
|   | フリガナ<br>氏名 | <input type="checkbox"/> 大正<br><input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生<br><input type="checkbox"/> 平成 ( 〇 歳 ) | <input type="checkbox"/> 親権者<br><input type="checkbox"/> 未成年後見人<br><input type="checkbox"/> 監護者 |
|   | 住所<br>連絡先  | 〒 - 電話 ( )  |   |
|   | フリガナ<br>氏名 | <input type="checkbox"/> 大正<br><input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年〇月〇〇日生<br><input type="checkbox"/> 平成 ( 〇 歳 ) | <input type="checkbox"/> 親権者<br><input type="checkbox"/> 未成年後見人<br><input type="checkbox"/> 監護者 |

(注) 太枠の中だけ記入してください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。

| 申立ての趣旨   |
|--|
| <p>児童について、申立人が平成〇〇年〇月〇〇日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。<br/>との審判を求める。</p> |

| 申立ての理由   |    |              |              |         |   |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
|--|----|--------------|--------------|---------|---|----|--|--|--|--|--|--|----|----|----|----|---------|---------|----|--------------------------|--|--|--|--|---|--|--------------------------|--|--|--|--|---|--|--------------------------|--|--|--|--|---|--|--------------------------|--|--|--|--|---|--|--------------------------|--|--|--|--|---|--|--------------------------|--|--|--|--|---|--|
| <p>1 当事者等</p> <p>(1) 児童</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>学校名及び学年、又は職業</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 児童の家族(児童と同居している者に加え、事案に応じて別居家族を記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>親種</th> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>職業又は学校名</th> <th>同居・別居の別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td><input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>別居</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 一時保護</p> <p>(1) 一時保護を開始した日<br/>平成 〇〇年 〇月 〇〇日<br/>直近の引き続いての一時保護の承認の審判事件<br/><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし<br/>事件番号：〇〇家庭裁判所平成〇〇年(家)第〇〇号<br/>承認の審判確定の日：平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>(2) 当初の一時保護の必要性</p> <p>ア 当初の一時保護の目的(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的<br/><input type="checkbox"/> 児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的</p> <p>イ 当初の一時保護の理由(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全確保・緊急保護のため<br/><input type="checkbox"/> 棄児、迷子、家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため</p> | 氏名 | 年齢           | 学校名及び学年、又は職業 | 備考      |   |    |  |  |  |  |  |  | 親種 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 職業又は学校名 | 同居・別居の別 | 備考 | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  |
| 氏名   | 年齢 | 学校名及び学年、又は職業 | 備考           |         |   |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
|  |    |              |              |         |   |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
|  |    |              |              |         |   |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| 親種   | 続柄 | 氏名           | 年齢           | 職業又は学校名 | 同居・別居の別   | 備考 |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |
| <input type="checkbox"/>   |    |              |              |         | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |    |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |         |         |    |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |                          |  |  |  |  |   |  |

# 親権者の意に反する2ヶ月を超える一時保護の延長の申立書の例②

虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため  
 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしていた、又は及ぼすおそれがあったため  
 警察から児童について、児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6第1項に基づき送致があり、保護する必要があったため  
 その他 ( )  
 アセスメント（状況把握、行動観察等）のため  
 短期入所指導のため  
 その他 ( )

**3 引き続いての一時保護の必要性**

**(1) 現時点における一時保護の必要性**

当初の一時保護の目的・理由は、現時点においても継続して認められる。  
 事情の変更があり、当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。  
 (異なる目的・理由： )

**(2) 一時保護継続の理由（複数選択可）**

調査継続中  
 児童に対する調査  
 親権者又は未成年後見人に対する調査  
 その他関係者等に対する調査 ( )  
 児童の家庭復帰に当たり協議中  
 親権者又は未成年後見人と協議中  
 その他関係機関等と協議中 ( )  
 児童に対する短期的な指導を継続中  
 親族等による引取りに当たり協議中  
 親族等と協議中 ( )  
 親権者又は未成年後見人と協議中  
 その他関係機関等と協議中 ( )  
 児童に対する短期的な指導を継続中  
 その他 ( )

**4 親権者又は未成年後見人の意に反すること**  
 親権者又は未成年後見人 ( ) は、平成〇〇年 〇月〇〇日、児童について、引き続き一時保護を行うことにつき、申立人に対し、意に反することを明らかにした。

**5 小括**  
 よって、申立ての趣旨欄記載のと通りの審判を求める。

| 添付書類   |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）              | 通 |
| <input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し）                | 通 |
| <input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書                       | 通 |
| <input type="checkbox"/> ( )                             | 通 |

# 親権者の意に反する2ヶ月を超える一時保護の延長に係る報告書の例

別添3（様式例）

## 申立てに係る報告書

平成 年 月 日  
〇〇 〇〇印

### 申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性

\* 申立て事案に係る児童、親権者（未成年後見人）等の概況、申立書で選択した当初の一時保護の目的・理由の具体的な内容、経緯等を記載

### 一時保護後の調査・支援の経過

\* 児童、親権者（未成年後見人）等に対する調査・支援の内容、その結果等を時系列に沿って記載

### 児童の状況（一時保護中の様子を含む。）・意向

\* 児童の健康状態、成長・発達の状況、一時保護中の様子、一時保護継続に対する児童の意向等を簡単に記載

### 親権者（未成年後見人）・家族の状況・意向

\* 親権者（未成年後見人）・家族の状況、家庭環境や一時保護継続に対する親権者（未成年後見人）・家族の意向等を簡単に記載

### 関係機関の状況・意向

\* 関係機関の関わり・支援の内容、一時保護継続に対する関係機関の意向等を簡単に記載

### 引き続いての一時保護の必要性

\* 申立書で選択した一時保護継続の必要性・理由の具体的な内容を記載

### 今後の支援の見通し（期間も提示）

\* 今後の児童、親権者（未成年後見人）、関係機関等に対する調査・支援の内容、必要な期間の見込み等を簡単に記載

以上

# (参考)施設入所等の措置の承認の申立書類①

## ○児童相談所運営指針(児発133号平成2年3月5日付厚生省児童家庭局長通知)(抄)

### ウ 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

#### (ア) 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第37条第1項に基づき、申立書に申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情(事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等)を記載する。(中略)

ただし、施設入所等の措置の必要性は認められるものの、当該申立てに係る施設類型等が不相当であることのみを理由に却下の審判がなされた場合においては、(中略)施設類型等を変更した上で、再度申立てを行うことを検討すること。

#### (イ) 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての理由及び事件の実情を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。

- ① 虐待等の状況、子どもの状況(一時保護中の生活状況等を含む。)、保護者の監護態度等の問題点(暴力、飲酒、健康状態等)及び児童相談所との関わりについて、児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ② 虐待等の状況を明らかにする写真(撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書)等の資料、子どもの身体的発育(低身長、低体重)、知能、情緒面について児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ③ 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書(必要に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等
- ④ 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
- ⑤ 援助指針(援助方針)のほか、措置期間の更新の場合には、自立支援計画などの書類(保護者指導の効果(これまでの保護者指導の経過や保護者の現状等)などを明らかにする書類を含む。)

#### (ウ) 進行に関する参考事項、証拠の説明

##### ① 進行に関する参考事項

迅速かつ適切な審理に資するために、子どもの年齢、居所等、虐待の種類、緊急を要する事項等、保護者の認否、意向、出頭見込み等の参考事項を記載して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な記載事項等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

##### ② 証拠説明書

証拠の標目、作成者、作成日時、立証趣旨等を簡潔に記載した証拠説明書を作成して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な書式等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

#### (エ) 添付書類

- ① 子どもの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ② 親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ③ 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
- ④ 上申書(審判前の勧告を求める場合)
- ⑤ 委任状(手続代理人がいる場合)

## (参考)施設入所等の措置の承認の申立書類②

### ○児童相談所運営指針(児発133号平成2年3月5日付厚生省児童家庭局長通知)(抄)

#### (オ) 申立書等の提出に当たっての留意事項

##### ① 申立書の記載

申立書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で記録を作成し、裁判所提出資料を準備する必要がある。

##### ② 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる(家事事件手続法第47条)。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出するのではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、提出する書面の全部又は一部の非開示を希望するとして、「非開示の希望に関する申出書」を提出するとともに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するのかを記載することとなっている。非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性のある点に注意を要する。

# (参考)施設入所等の措置の承認の申立書①

別添 14 (様式例) <法第 28 条に基づく承認に係る申立書>

児童福祉法 28 条 1 項 1 号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人 〇〇 〇〇

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

## 申立 て の 趣 旨

申立人が児童を児童養護施設(注)に入所させることを承認する。  
との審判を求める。

(注:承認を求める措置の種類を明示する。措置を採る必要性のある  
複数の類型について記載することも可能である。)

## 申立 て の 理 由

### 第 1 事案の概要

- \* 主たる虐待者、虐待の類型等を簡単に記載

### 第 2 当事者

- \* 児童と保護者の身分関係等を簡単に記載

### 第 3 事実経過

- \* 第 4 以下に必要な限度の記載で足りる。

### 第 4 保護者による児童の福祉を侵害する行為等

- \* 保護者に児童虐待、監護懈怠、児童の福祉侵害に該当する行為があることを記載

### 第 5 保護者の態度等

- \* 保護者の弁解の内容と、これを排斥する事情等を記載

### 第 6 保護者指導の経過

- \* 保護者が指導に従わないこと、指導ができる状況にないこと等を記載

### 第 7 親子分離の相当性

- \* 措置の種類(施設入所、里親委託等)ごとにその必要性、相当性を記載
- \* 必要に応じて、保護者指導プランを記載

### 第 8 保護者の意に反すること

- \* 親権者等が複数の場合は、親権者等ごとに「意に反すること」に該当する  
事実等を記載

### 第 9 まとめ

よって、申立人は、児童福祉法 28 条 1 項 1 号、27 条 1 項 3 号に基づき、  
児童を〇〇に入所させることを承認するとの審判を求める。

# (参考)施設入所等の措置の承認の申立書②

## 当事者等目録

郵便番号 ○○○-○○○○  
住 所

申立人 ○○ ○○

郵便番号 ○○○-○○○○  
住 所

児童 ○○ ○○  
( ○○年○○月○○日生)

郵便番号 ○○○-○○○○  
住 所

児童親権者 ○○ ○○

# (参考)臨検捜索許可状請求書の添付書類

## ○児童相談所運営指針(児発133号平成2年3月5日付厚生省児童家庭局長通知)(抄)

### イ 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う(別添4参照)。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

### (ア) 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応録の写し、児童相談所における記録(児童記録票その他の調査記録)などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない(この場合であっても聴取者の署名(記名)押印は必要である。)

### (イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該子どもが現在すると認められる資料

当該資料としては、当該子どもの住民票の写し、臨検しようとする住居の写真(可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での子どもの生活を示す写真を含む。)などが考えられる。

### (ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどしたことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

### (エ) その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令(地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等)などが考えられる。

### ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

# (参考)臨検捜索許可状請求書

別添4 (様式)

|   |             |
|---|-------------|
| <b>臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書</b>                            |             |
| 年 月 日   |             |
| 裁判所   |             |
| 裁判官 殿   |             |
| 〇〇〇〇知事  | ㊟           |
| 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。            |             |
| 記   |             |
| 1 保護者の氏名及び生年月日  | 年 月 日生 ( 歳) |
| 2 臨検・捜索すべき場所  |             |
| 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日                                      | 年 月 日生 ( 歳) |
| 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料                          |             |
| 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料                |             |
| 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料 |             |
| 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由                          |             |
| 8 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由                           |             |

- (注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。  
2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名及び生年月日の欄には、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。  
4 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(非公開)

(非公開)

(非公開)

(非公開)

(非公開)

(非公開)

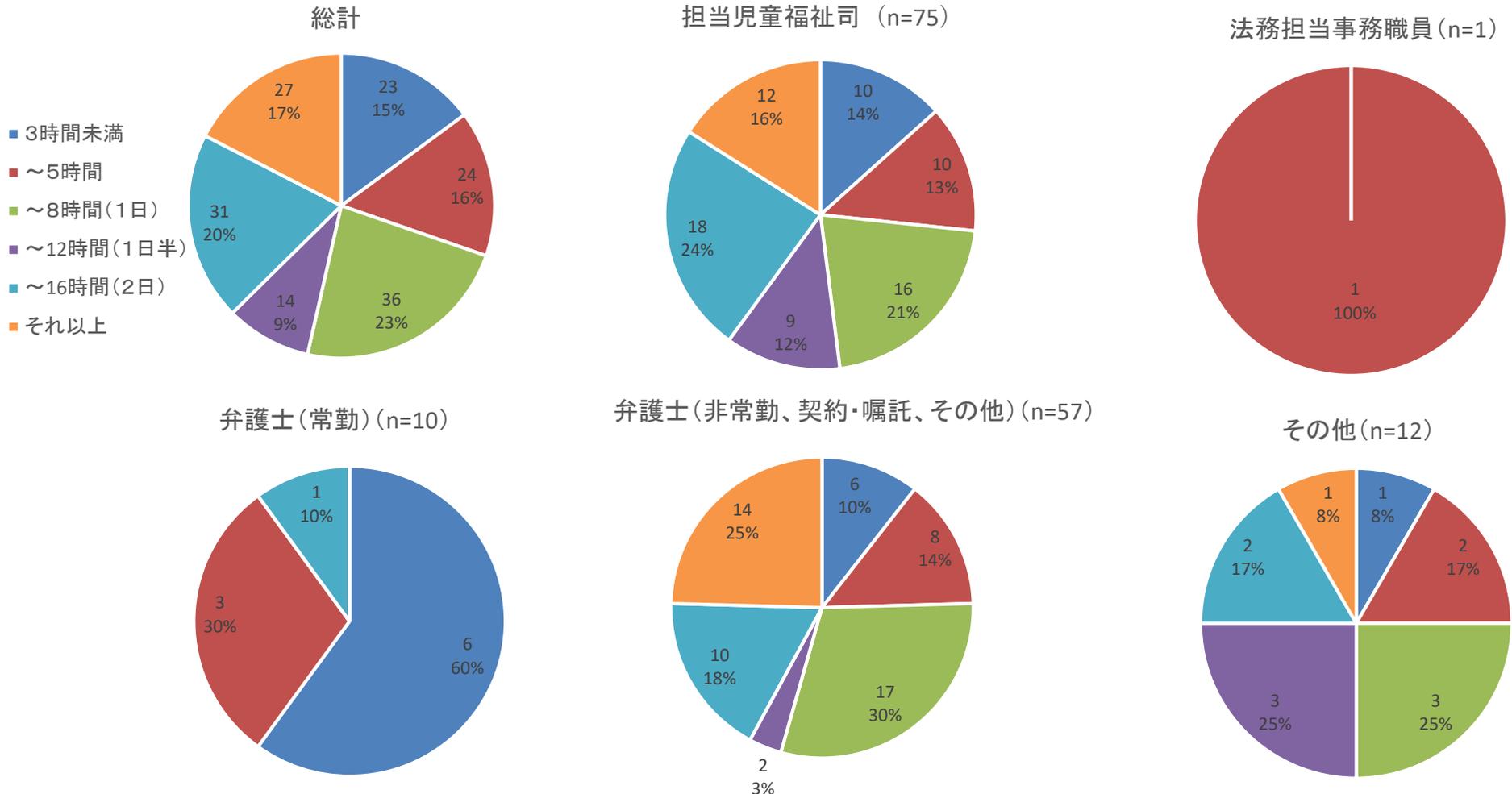
(非公開)

(非公開)

# 一時保護の延長の承認審判の申立書類(証拠書類等を除く)の作成に要する時間

◇ 一時保護の延長の承認審判の申立書類(証拠書類等を除く)の作成に要する時間は、作成者毎に見ると、弁護士(常勤)が作成する場合は最も短いですが、他方、弁護士(非常勤等)と担当児童福祉司の作成時間はあまり異なる。

○ 申立書類のうち、申立書本体(証拠書類等を除く。)の作成には、書面の作成を担う者別で、1件あたり平均してどの程度時間を要するか

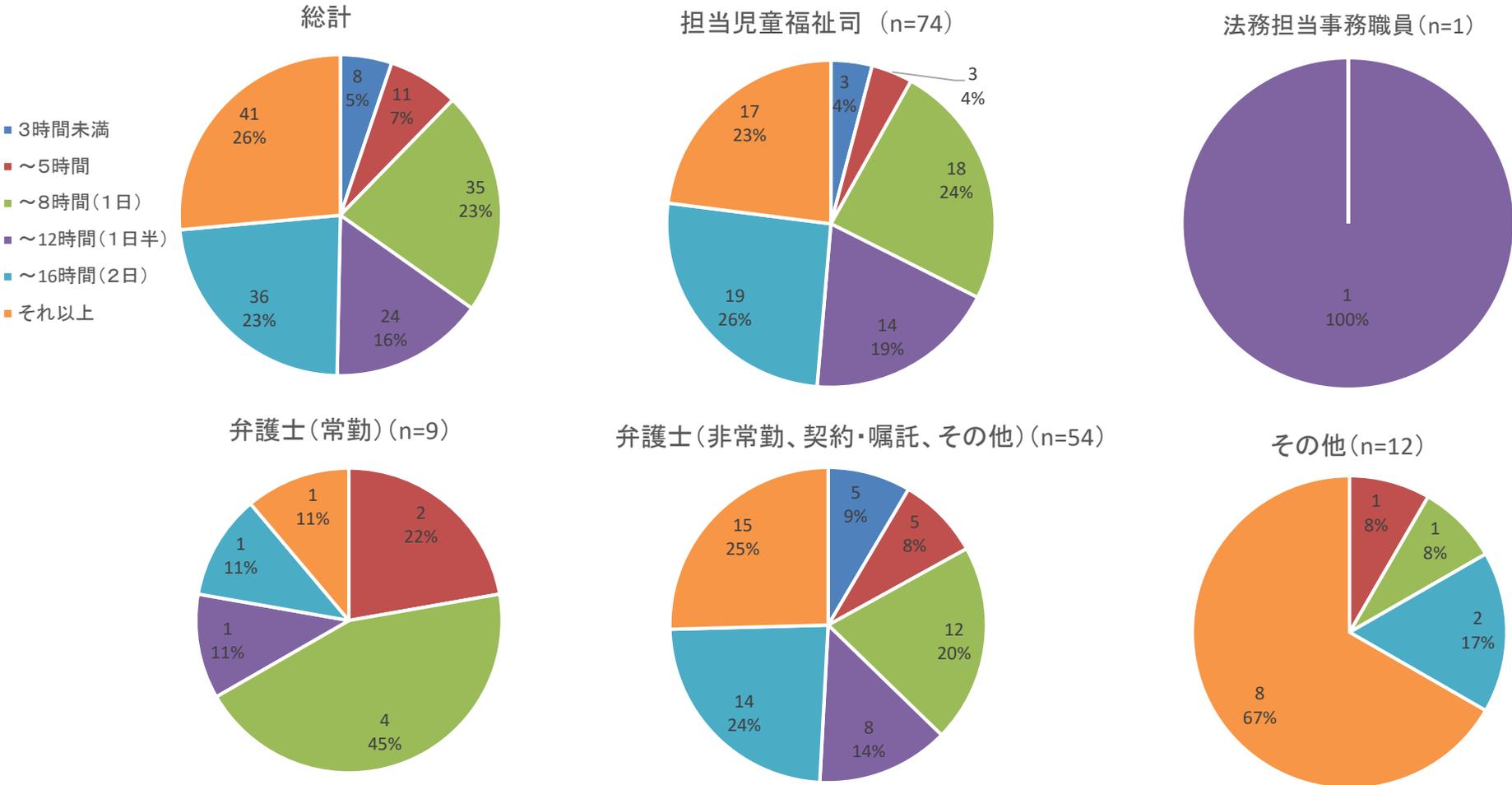


※「未回答」や「起案したことがない」は除外した。「その他」は、児童福祉司・弁護士の共同作成、SV、課長級職員などである。

# 一時保護の延長の承認審判の証拠書類の作成に要する時間

◇ 一時保護の延長の承認審判の証拠書類の作成に要する時間は、作成者毎に見ると、弁護士（常勤）が作成する場合が最も短いですが、他方、弁護士（非常勤等）と担当児童福祉司の作成時間はあまり異なる。

○ 申立書類のうち、証拠書類（担当の児童福祉司が作成する報告書等を含む。）の作成には、申立書類の作成を担う者別で、1件あたり平均してどの程度時間を要するか



※「未回答」や「起案したことがない」は除外した。「その他」は、児童福祉司・弁護士の共同作成、SV、課長級職員などである。

# 児童相談所における弁護士の活用状況等

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

## 令和2年4月1日現在における弁護士の活用状況

| 児童相談所数 | 常勤職員 ※<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |      | 非常勤職員<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |       | 弁護士事務所との契約等箇所数<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |
|--------|----------------------------|------|---------------------------|-------|------------------------------------|
|        | 箇所数                        | 人数   | 箇所数                       | 人数    |                                    |
| 219 箇所 | 13 箇所<br>(5.9%)            | 16 人 | 110 箇所<br>(50.2%)         | 157 人 | 96 箇所<br>(43.8%)                   |

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、2人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（1箇所、1人）、神戸市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、江戸川区（1箇所1人）、明石市（1箇所、3人）

## <参考> これまでの配置状況

| 調査時点      | 児童相談所数  | 常勤職員<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |      | 非常勤職員<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |       | 弁護士事務所との契約等箇所数<br>(配置割合 (÷児童相談所数)) |
|-----------|---------|--------------------------|------|---------------------------|-------|------------------------------------|
|           |         | 箇所数                      | 人数   | 箇所数                       | 人数    |                                    |
| 平成31年4月1日 | 215 箇所  | 11 箇所<br>(5.1%)          | 14 人 | 94 箇所<br>(43.7%)          | 156 人 | 110 箇所<br>(51.2%)                  |
| 平成30年4月1日 | 211 箇所※ | 7 箇所<br>(3.3%)           | 9 人  | 85 箇所<br>(40.3%)          | 136 人 | 119 箇所<br>(56.4%)                  |
| 平成29年4月1日 | 210 箇所  | 6 箇所<br>(2.9%)           | 6 人  | 82 箇所<br>(39.0%)          | 105 人 | 122 箇所<br>(58.1%)                  |
| 平成28年4月1日 | 209 箇所  | 4 箇所<br>(1.9%)           | 4 人  | 31 箇所<br>(14.8%)          | 47 人  | 174 箇所<br>(83.3%)                  |

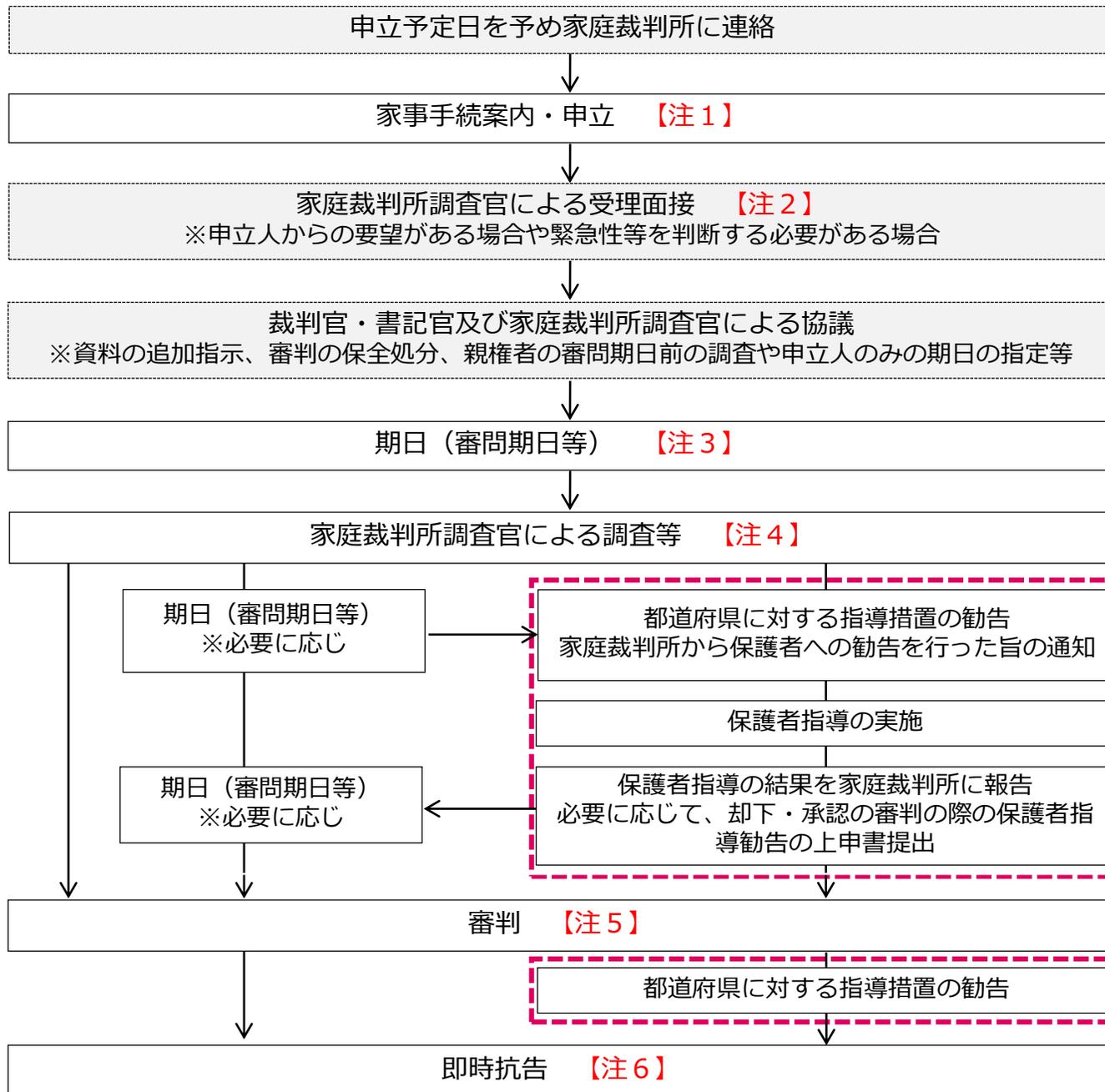
(※) 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

# 諸外国における「一時保護」への司法の関与について(未定稿)

|                        | 日本   | アメリカ(CA州)   | イギリス  | ドイツ  | フランス   |
|------------------------|--|---|---|--|--|
| (1) 子どもの「一時保護」を決定する機関  | 行政機関（児童相談所）  | 行政機関（州、郡の児童保護サービス機関）                                | 司法機関（裁判所）及び警察   | 行政機関（青少年事務所）   | 司法機関（裁判官）及び検事正   |
| (2) 子どもの「一時保護」に対する司法関与 | 場合により必要（親権者等の意に反し2ヶ月を超えて一時保護する場合、児童相談所が家庭裁判所に申立てる） | 場合により必要（48時間（閉廷日を除く）を超えて保護する場合、児童保護サービス機関が裁判所に申立てる） | 司法機関が決定するため不要<br><br>※(3)のように、警察の保護命令の期間を超えて保護が必要な場合は、地方自治体が裁判所に保護命令を申立てることとなる。 | 場合により必要（①子ども本人が保護を求めた場合を除き、親権者が異を唱えた場合かつ裁判所の判断を適時に得ることができる場合、事前審査が必要。<br>②事前審査のない一時保護に親権者が異を唱える場合、事後審査が必要） | 司法機関以外が決定する場合は必要（検事正が一時保護措置を行った場合、裁判官の事後の審査を要する。）  |
| (3) 緊急の場合              | (1)の通り、行政機関の判断で行える。                                | (1)の通り、行政機関の判断で行える。                                 | (1)の通り、72時間以内に限り警察が保護命令を発出することが可能。  | 開始時点で(2)①に該当しない場合には、(1)の通り、行政機関の判断で行える。  | (1)の通り、検事正の判断で行える（但し、8日以内に裁判官の審査に付託しなければならない）。<br><br>※裁判官も緊急保護ができるが、その後15日以内に当事者の召還が必要。 |
| (4) 一時保護期間             | 2ヶ月間（ただし延長可能）。                                     | 48時間（閉廷日を除く）。<br>※但し、裁判所への延長の申立が認められた場合、継続可能。       | 警察による保護は72時間。<br>裁判所による保護は最大15日間（8日間＋1回に限り7日間の延長）。                              | 期間の定めなし。   | 不明。  |

【出典】令和2年厚生労働省子ども家庭局調べ(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)

# 28条事件に係る審理手続の流れ



※保全処分について  
以前は、28条審判の保全処分として、一時保護中の子どもで、面会及び通信が全部制限されている場合に、保護者に対する接近禁止命令を保全処分として申立てることができたが（家事事件手続法239条）、H29の児童虐待防止法改正により、児相長自身が接近禁止命令を出すことができるようになったため、当該規定は削除された。現在、28条事件に係る保全処分の規定はない。

28条事件の場合、保護者の陳述を聴く審問期日を先行させ、その後家庭裁判所調査官による調査を行う場合が多い。

家事審判手続は、職権探知主義をとるため（家事56）、裁判所が自由な方式で裁判資料を収集することが可能。調査官による調査もこの一。他に、医務室技官による診断、裁判所書記官による調査、調査囑託、当事者・利害関係参加者等からの陳述の聴取（特に期日内で行われる場合を審問という。家事169）などがある。

審判中の保護者指導勧告の手続承認/却下の審判に伴う保護者指導勧告の手続

※一時保護の延長に係る承認申立事件については、家事事件手続法の同一条文が適用されるため、このスライド以降の記載は、一時保護の延長の手続きにも妥当する。

# 28条事件に係る審理手続の各手続①

## 【注1】申立人・当事者その他手続関係者

28条事件は、家事事件手続法別表第一第127項の事件のため、申立人と対立する当事者はいない（※1）。

|             | 申立人<br>(知事・児相等) | 親権者等 (※4)<br>(親、未成年後見人、現に監護する者) | 子ども (※5)           |
|-------------|-----------------|---------------------------------|--------------------|
| 手続行為能力 (※2) | ○               | ○                               | △                  |
| 当事者性        | ○               | ×                               | ×                  |
| 陳述聴取        | ○               | ○                               | △<br>(15歳以上は必須)    |
| 利害関係参加 (※3) | ○               | ○                               | △                  |
| 審判の告知       | ○               | ○                               | △<br>(利害関係参加の場合のみ) |
| 即時抗告        | ○               | ○                               | ×                  |

(※1) 家事事件は、①家事審判事件(紛争性の有無で2つに区分)、②離婚訴訟等の人事訴訟事件、③相続回復請求等の家庭に関する通常の民事訴訟事件がある。児童福祉法上の28条審判については、家事審判事件のうち、紛争性(争訟性)がないものであり、二当事者対立構造ではない(家庭に対する国家の後見的作用)。

(※2) 家事事件の手続における手続上の行為をすることができる能力。民事訴訟における訴訟能力を準用(家事17I)

(※3) 審判の結果により直接の影響を受ける者等は、利害関係参加として、継続中の審判手続に関与できる(家事42I)。

※利害関係参加の申出は、参加の趣旨および理由を記載した書面である必要がある(家事42IV・41III)。参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる(同条VI)。参加後は、基本的に当事者がすることができる手続行為をすることができる(家事42VII)。ただし、家事審判の申立の取下げ、不服の申立は不可(同項ただし書)。

(※4) 親権者等は、以下の方法で手続への関与が認められている。

・親権者等は審判の結果により直接の影響を受ける者であるため、家庭裁判所は審判をする場合には親権者等の陳述を聞かなければならないとされている(家事236I)。

・また、親権者等は、家庭裁判所の許可を得て利害関係参加することもできる(家事42II)

※親権者、未成年後見人でなくとも「児童を現に監護する者」は意見聴取の対象となる(家事236I)。

※利害関係参加の有無を問わず、親権者等は、原則として事件記録の閲覧等を行うことができる(家事47IV)。

(※5) 事件本人である子どもには、以下の方法で手続への関与が認められている。

・事件本人の子どもが15歳以上である場合には、家庭裁判所は子の陳述を聞かなければならず(家事236I)、15歳未満の場合も、家庭裁判所は子の陳述の聴取その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするにあたり、子の年齢および発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないこととされている(同法65。固有の手続でなく家事審判の一般的な規律)。

・事件本人となる子どもは、28条審判の結果により直接の影響を受けるため、手続保障の観点から、意思能力があれば(家事235・118)、家庭裁判所の許可を得て、利害関係人として手続に参加することができる(家事42II)。また、子どもが自ら利害関係参加しない場合でも、家庭裁判所は相当と認める場合には、職権で参加させることができる(同法42III)。

※意思能力とは、一般的に、法律行為の際にその法律行為をすることの意味を理解する能力と解され、その存否は、法律行為毎に個別的に判断されるが、一般的には7歳程度から有するとされる。

※子どもが手続に参加する場合、必要があると認めるときは、裁判長は、申立て又は職権により、弁護士を手続代理人に選任等することもできる(同法23I・II)

## 28条事件に係る審理手続の各手続②

### 【注2】 受理面接

申立人からの要望がある場合や裁判官が緊急性等を判断するために必要と考える場合などに、家庭裁判所調査官による受理面接を行う場合がある。

受理面接では、家庭裁判所調査官が、申立人、手続代理人弁護士、児童相談所長申立の場合には児童相談所の担当職員などから、緊急性の有無や、子の状況、親権者に関する状況などを聞き取ることになる。

### 【注3】 第1回期日

親権者等からの意見聴取は、期日において行うことが必須ではないが、第1回期日において行うのが一般的である（⇔親権制限）。

※ 家事審判の手続きの期日とは、裁判所または裁判官と当事者その他の者が会して家事事件の手續に関する行為をするために定められた一定の時間をいう。期日において証拠調べや審問が行われるのであって、「証拠調べ期日」や「審問期日」といった種類があるわけではない。

※ 審問は、家事事件の手續の期日において審問を受ける者が口頭で認識を述べるのを裁判官が直接聞く手続き。

ただし、親権者等の陳述を聴くに当たり、申立人の立ち会い権を保障する規定はなく、家庭裁判所は申立人の立ち会いなく陳述を聴くことができる。

### 【注4】 家庭裁判所調査官による調査

28条事件において行われる調査は、児童の状況調査が中心である。具体的には、家庭裁判所調査官が、児童が生活している施設を訪ねて、施設の担当の職員から児童の生活状況や保護者についての発言内容等について聴取した上で児童と面会し、保護者に対する心情や現状の生活についての感想、保護者の元に戻ることにについての意向などを聴取している。

調査の後、審判期日を開かずとも審判を出すことが可能だが、申立人や保護者に反論の機会を与えるため期日を開くことが相当な場合もある。

### 【注5】 審判の告知

審判は告知しなくてはならない（家事74）。告知の対象は、申立人および利害関係参加した場合の子ども（同条I）ならびに児童を現に監護する者、親権を行う者および未成年後見人（同法237）とされている。

※ 利害関係参加していない児童は告知の対象外。

※ なお、審判開始の告知は、家事事件手続法に規定がなく、機能的には陳述聴取の手續が手續継続の通知の制度に代替しうるとの指摘がある。

### 【注6】 即時抗告

28条事件について、申立を承認する審判に対しては、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者および児童の未成年後見人（家事238①・③）に、申立を却下する審判に対しては申立人（同法238②④）に、即時抗告権が認められる。即時抗告をした者は、抗告審では当事者となる。

※ 児童は即時抗告権者ではない（∵施設入所等を相当とした判断は、裁判所が児童の後見的な立場から行っているため）。

## 28条事件の手續に係る指摘事項

- 15歳未満かつ手續行為能力がみとめられない場合や、同能力を備えるが利害関係参加をしていない場合には、児童の意向の収集やその利益の把握は、原則として家庭裁判所調査官による調査の枠組みによることになるが、定型的手續関与の方法を検討すべきではないか。
- 入所等の措置中の児童の処遇等について施設等と親権者とで意見が対立した場合に、争う手段が規定されていない（具体的には入所中の児童に対する施設長による監護等の措置〔児福法§47Ⅲ〕）。
- 保護者指導勧告については、児童福祉行政に対し、家庭裁判所が「勧告」を行うことを認めた改正によって、すでに、家庭裁判所には、専門性を有する行政からの申立ての適否を審査するに留まらない積極的な権限が認められているとも言えるのであり、柔軟な解釈、立法の余地はじゅうぶんにあるものと考えられる。
- 一時保護が暫定的な性質を有する手續きであることや児童相談所の現場の負担に鑑みて、一時保護延長の手續きについては、28条審判より手續きを軽くする運用が望ましい。
- 措置の解除には家庭裁判所の承認が及ばず、行政機関の判断だけで措置が解除可能とされていること。

# 参照条文【児童福祉法】

## ○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

### 【第10条】（市町村の業務）

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（中略）

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。（後略）

### 【第11条】（面接指導（助言指導、継続指導等））

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（中略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。（後略）

### 【第27条】（訓戒・誓約、児童福祉司指導、入所措置等）

都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。（後略）

### 【第28条】（入所等措置、保護者指導勧告）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあるとき又は、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。（中略）

④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

### 【第33条】（一時保護）

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。（中略）

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行った後二月を経過した後、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。（後略）

# 参照条文【児童虐待防止法】

## ○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）

### 【第8条の2】（出頭要求）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

### 【第9条】（立入調査）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

### 【第9条の2】（再出頭要求）

都道府県知事は、第八条の第二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

### 【第9条の3】（臨検、搜索）

都道府県知事は、第八条の第二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。（後略）

### 【第11条】（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

- 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。（後略）

### 【第12条】（面会等の制限等）

児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 当該児童との面会
- 当該児童との通信

- 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

### 【第12条の4】（接近禁止命令）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

- 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。（後略）

### 【第13条の4】（資料又は情報の提供）

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

○家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）

（当事者能力及び手続行為能力の原則等）

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下この項において「手続行為能力」という。）、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2～3 （略）

（裁判長による手続代理人の選任等）

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第百十八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

（手続の非公開）

第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

（審判事項）

第三十九条 家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

（当事者参加）

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2～4 （略）

（利害関係参加）

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができる。

2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手続に参加させることができる。

4 （略）

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手続に参加することがその者の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判（前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。）に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者がすることができる手続行為（家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 （略）

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを

(申立ての方式等)

第四十九条 家事審判の申立ては、申立書（以下「家事審判の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

- 2 家事審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 当事者及び法定代理人
  - 二 申立ての趣旨及び理由
- 3～6 (略)

(事件の関係人の呼出し)

第五十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。

- 2 呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。
- 3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

- 2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

- 2 (略)
- 3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
- 4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(裁判所技官による診断等)

第六十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

- 2 (略)

(事実の調査の嘱託等)

第六十一条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

- 2～4 (略)

(調査の嘱託等)

第六十二条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他相当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

(事実の調査の通知)

第六十三条 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

(審判)

第七十三条 家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする。

- 2 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について審判をすることができる。手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

(審判の告知及び効力の発生等)

第七十四条 審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

- 2 審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者（審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。
- 3 申立てを却下する審判は、申立人に告知することによってその効力を生ずる。
- 4 審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。
- 5 審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(即時抗告をすることができる審判)

第八十五条 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

- 2 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)

第八十六条 審判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時抗告の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受ける者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。

(手続行為能力)

第一百八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であって、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一～十 (略)

### 第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件

(管轄)

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件(別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。)、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件(同表の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。)及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件(同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。)は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百三十五条 第一百八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童について準用する。

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十六条 家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、前条に規定する者(児童にあっては、十五歳以上のものに限る。)の陳述を聴かなければならない。

即時抗告をすることができる。

- 一 都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
- 二 都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判 申立人
- 三 都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
- 四 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判 申立人
- 五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
- 六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

### 別表第一 (抄)

| 項      | 事項                               | 根拠となる法律の規定                                |
|--------|----------------------------------|---|
| 児童福祉法  |                                  |   |
| 百二十七   | 都道府県の措置についての承認                   | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書 |
| 百二十八   | 都道府県の措置の期間の更新についての承認             | 児童福祉法第二十八条第二項ただし書                         |
| 百二十八の二 | 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認 | 児童福祉法第三十三条第五項                             |